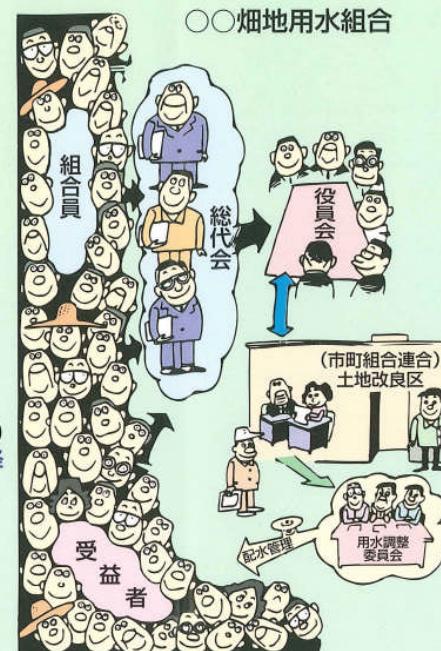
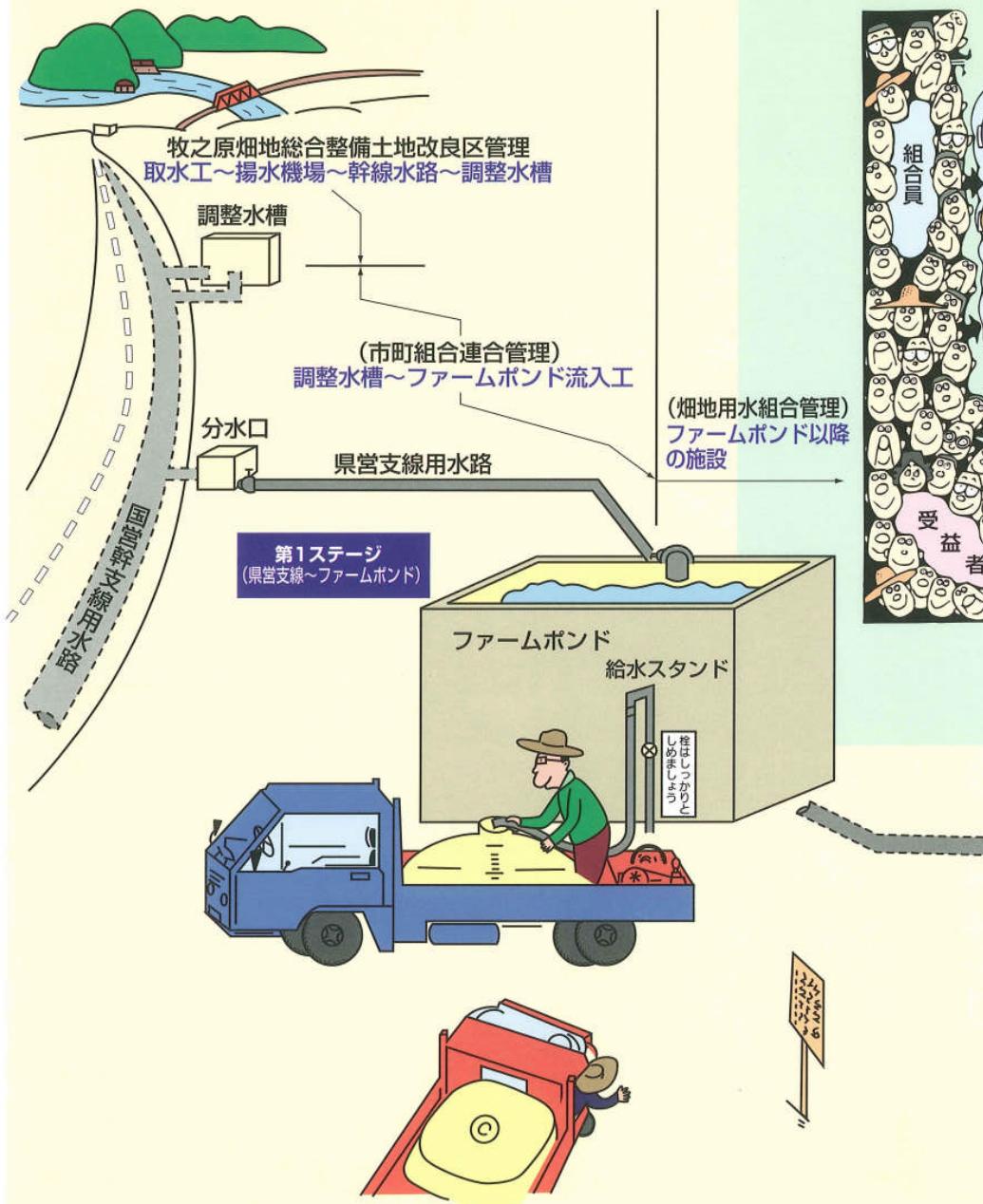


牧之原農業用水事業 畑地用水組合の設立について

施設と管理区分



畠地用水組合設立の必要性

1. 土地改良区の施設管理区分から…

牧之原畠地総合整備土地改良区の規程により、ファームポンド以下の施設については、工区単位に「畠地用水組合」を設立し管理していただくことになっています。

また、規程ではその工区毎に「地区管理責任者（組合長）」を置くことにもなっています。

2. 有効な水の利用のために…

工区内の畠地用水施設工事が実施中であっても、水利が可能となつたとき、組合及び施設に見合った形の中での水利用ができます。

その場合、関係組合員からなる「組合」を組織し、組合員がより使いやすい水の使い方を決めておく必要があります。

3. 施設の維持管理のために…

将来にわたって正常な状態で施設を維持していくために、直接組合員に関係するファームポンド以下の施設は「組合」を組織し、管理していく必要があります。

4. 用水経費の負担のために…

水利の開始に伴い、各ファームポンドまでに送られてくる水については、揚水や送水にかかる電気代等の経費がかかります。

そのため、土地改良区へ納めていただくには「組合」単位に必要経費を負担していただくことになっております。

5. 事業賦課金の取りまとめのために…

畠地用水事業の第2・第3ステージの工事分については、組合員負担もかかり、工事の翌年度からは償還（農林金融公庫からの借入金）が始まることになります。

そのため、この償還金の賦課徴収については工区単位としており、その取りまとめを「組合」で行うことになります。

